

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 4 月 15 日

金 曜 日

第 4043 号

目 次

告 示

- 地籍調査の成果の認証 1
- 保安林の指定の解除予定 2

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

正 誤

- 平成28年 1 月 13 日定期付け富山県告示第16号 3

告 示

富山県告示第198号

地籍調査の成果の認証について

高岡市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成28年 4 月 15 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称
高岡市
- 2 調査を行った時期
平成24年 4 月 16 日から
平成27年 3 月 20 日まで
- 3 成果の名称
高岡市中川本町地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
高岡市中川本町地区

5 認証年月日

平成28年4月1日

富山県告示第199号

保安林の指定の解除予定について

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年4月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

富山県魚津市二ヶ字一ノ又西平57の26（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県公安委員会告示第51号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、平成28年4月18日から施行する。

平成28年4月15日

富山県公安委員会

委員長 綿 貫 勝 介

別表第3 追越しのための右側部分はみ出し通行の禁止

氷見市の項第10、11号を次のように改める。

10	自動車専用 道一般国道 470号(能 越自動車 道)	氷見市上久津呂字中尾34先 (74.9K P) から 同 脇字丸山2063先 (56.175K P) 石川県境まで	18,500	終日		
11	自動車専用 道一般国道 470号(能 越自動車 道)	氷見市脇字丸山2063先 (56.175K P) 石川県境か ら 氷見市上久津呂字中尾34先 (74.9K P) まで	18,500	終日		

別表第 5 最高速度の指定

高岡市の項第 455号の次に次の 1 号を加える。

456	市道林新二 塚線	高岡市二塚 886-2 樹商事横交差点から 同 二塚 800 高岡市二塚消防分団横交差点 まで	450	終日	30	
-----	-------------	---	-----	----	----	--

氷見市の項第73号を次のように改める。

73		削 除				
----	--	-----	--	--	--	--

~~~~~

正 誤

~~~~~

平成28年 1 月13日 定期付け富山県告示第16号「保安林の指定の解除予定について」

中

頁 4

行 上から 8 行目

誤 指定理由の消滅

正 指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

